

山梨県公報

第二百九十七号

令和四年

六月三十日

木曜日

目次

告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置(二件)……………三七七

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置の一部改正……………三七八

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………三七八

○電線共同溝を整備すべき道路の指定(三件)……………三七八

○有害図書類の指定……………三七九

訓令

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………三七九

○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………三八〇

○山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………三八〇

○山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………三八〇

○山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令……………三八〇

○山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令……………三八〇

公告

○土地区画整理事業の換地処分……………三八一

○土地区画整理事業の施行による宅地の価額の総額の減少……………三八一

○令和四年二級建築士試験の実施の一部変更……………三八一

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三八一

企業局

○山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………三八二

教育委員会

○山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………三八四

人事委員会

○山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………三八四

その他

……………三八四

告示

○一般競争入札について(二件)……………三八四

正誤

○令和四年四月二十八日付第二百八十号中……………三八五

山梨県告示第四百十九号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
公教育における私学のあり方に関する事項の検討に關する検討委員会	公教育における私学のあり方に関する事項の検討に關する事務	八人以内	一 学識経験のある者 二 学校教員の関係者	令和四年六月三十日か 令和五年三月三十一日まで	県民生活部私学・科 学振興課

山梨県告示第五百十号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県タリニング師	一 試験方針の決定	十人以内	一 衛生法規や公衆	令和四年七月十五日か	福祉保健 部衛生業

試験委員会 二 試験問題の作成

三 合否の検討

衛生に関
する知識
を有する
県の職員
二 繊維や
クリーニ
ング技術
について
専門的な
知識を有
する県の
職員
三 繊維の
鑑別に関
する技能
を有する
県の職員
四 クリー
ニング師
の免許を
受け、か
つ、ワイ
シャツの
アイロン
仕上げる
に関する技
能を有し
ている者
で、山梨
県クリー
ニング生
活衛生同
業組合の
推薦する

ら令和五年
三月三十一
日まで

務課

もの

山梨県告示第百五十一号

山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置（令和四年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

本則の表委員の任期の欄中「令和四年六月三十日」を「令和四年九月三十日」に改める。

山梨県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年六月二十二日賑岡町土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百五十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府韮崎線	甲府市丸の内二丁目一三番地先から 甲府市朝日二丁目二〇九番一地先まで

山梨県告示第百五十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲斐中央線	甲斐市西八幡字戸田道下二六四八番一地从先から 中巨摩郡昭和町築地新居字大神七三二番一地从先まで

山梨県告示第百五十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲府韮崎線	甲斐市中下条字不動ノ木一六一六番一地从先から 甲斐市龍地字石下五九番二地先まで

山梨県告示第百五十六号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和四年七月一日から施行する。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
RK COMICS 仕留屋稼業あさみ血風編	(株) 楽楽出版

SPコミックス

叶精作セレクション 品川裏宿帖 隠れ女 お艶

(株) リイド社

RK COMICS 姐さんのはつらごよー

(株) 楽楽出版

いずみムック256 漫画ロマンVol.11

(株) 一水社

バンブームック 劇漫デラックスVol.31

(株) 竹書房

RK MOOK 漫画大激闘Vol.17

(株) 楽楽出版

劇画ロマンスVol.17 ミリオンムック39

(株) 大洋図書

劇画シークレットVol.10 ミリオンムック45

(株) 大洋図書

RK COMICS 虎落笛お妖

(株) 楽楽出版

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

訓 令

山梨県訓令甲第十二号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
出 本 先 機 関 庁

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県総合計画推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事直轄組織の項部等名の欄中「知事直轄組織」を「感染症対策センター」に改め、同項職名の欄中「知事直轄組織理事」を「感染症対策センター理事」に改める。

附則

この訓令は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三十二号）の施行の日から施行する。

山梨県訓令甲第十三号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「知事直轄組織理事」を「感染症対策センター理事」に改める。

附則

この訓令は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三十二号）の施行の日から施行する。

山梨県訓令甲第十四号

本 出 先 機 関 庁

労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第九条の第二項中「知事直轄組織」を「感染症対策センター」に改める。

附則

この訓令は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三十二号）の施行の日から施行する。

山梨県訓令甲第十五号

本 出 先 機 関 庁

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「知事直轄組織専用」を「感染症対策センター専用」に、「知事直轄組織感染症対策企画グループ」を「感染症対策センター感染症対策企画グループ」に改める。

別表知事印の項中「知事直轄組織用」を「感染症対策センター用」に改める。

附則

この訓令は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三十二号）の施行の日から施行する。

山梨県訓令甲第十六号

本 出 先 機 関 庁

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程（昭和四十六年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「知事直轄組織」を「感染症対策センター」に改める。

附則

この訓令は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三十二号）の施行の日から施行する。

山梨県訓令甲第十七号

本 出 先 機 関 庁

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県環境保全推進本部規程の一部を改正する訓令
山梨県環境保全推進本部規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「知事直轄組織理事」を「感染症対策センター理事」に改める。

附 則

この訓令は、山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（令和四年山梨県条例第三十二号）の施行の日から施行する。

公 告

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士吉田市
- 二 施行区域に含まれる地域の名称 富士吉田市中吉田字下手及び上吉田字鳥居下の各一部並びに下吉田字板取原、下吉田字単地、下吉田字上手及び下吉田字踊場の各一部
- 三 事業計画決定の年月日 平成十七年五月十九日
- 四 土地区画整理事業の名称 富士北麓都市計画事業中央通り線土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市役所内
- 六 換地計画認可の年月日 令和三年十二月二十日
- 七 換地処分通知完了の年月日 令和四年五月十二日

● 土地区画整理事業の施行による宅地の価額の総額の減少

富士北麓都市計画事業中央通り線土地区画整理事業の施行により、施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少したため、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百九条第一項及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十条第一項の規定により公告する。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 令和四年二級建築士試験の実施の一部変更

令和四年二月二十八日付けで公告した令和四年二級建築士試験の実施の公告を次のとおり変更する。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 二の試験場所を次のとおり変更する。

二 試験場所

- 1 学科の試験 甲府市相生二丁目二番十七号 甲府商工会議所
- 2 設計製図の試験 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市藤井町北下條字上横屋五百四十三番一、五百四十三番五、五百四十三番六、五百四十三番七、五百四十三番八、五百四十三番九、五百四十三番十、五百四十三番十一、五百四十三番十二、五百四十三番十三、五百四十三番十四、五百四十三番十五、五百四十六番二、五百四十六番三、五百四十六番四、五百四十六番五及び五百四十六番六、同市藤井町北下條字下横屋千五百四十三番一、千五百四十三番二、千五百四十三番三及び千五百四十三番四並びに道の一部及び水の一部
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 緑地	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市朝氣一丁目五番七号 アトム不動産株式会社 代表取締役 藤原 義輝及び同市相生一丁目十六番十六号 有限会社セントラルホームズ 代表取締役 雨宮 孝

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
令和四年六月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市一宮町竹原田字沖田町八百三十七番一、八百三十七番二、八百三十八番一、八百三十八番二、八百三十九番一、八百三十九番三、八百四十番一及び八百四十二番三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町南五百六十一番地 笛吹農業協同組合 代表理事 小池 一夫

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県管電事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年六月三十日

山梨県公営企業管理者 中 澤 宏 樹

山梨県管電事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県管電事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項中

保川発電所電気工作物	保川発電所電気工作物
保川発電所電気工作物	

電気課管理職員

を

富士吉田小水力発電所（仮称）電気工作物
米倉山次世代エネルギーシステム研究開発
ツジ電気工作物

電気課管理職員

に改める。

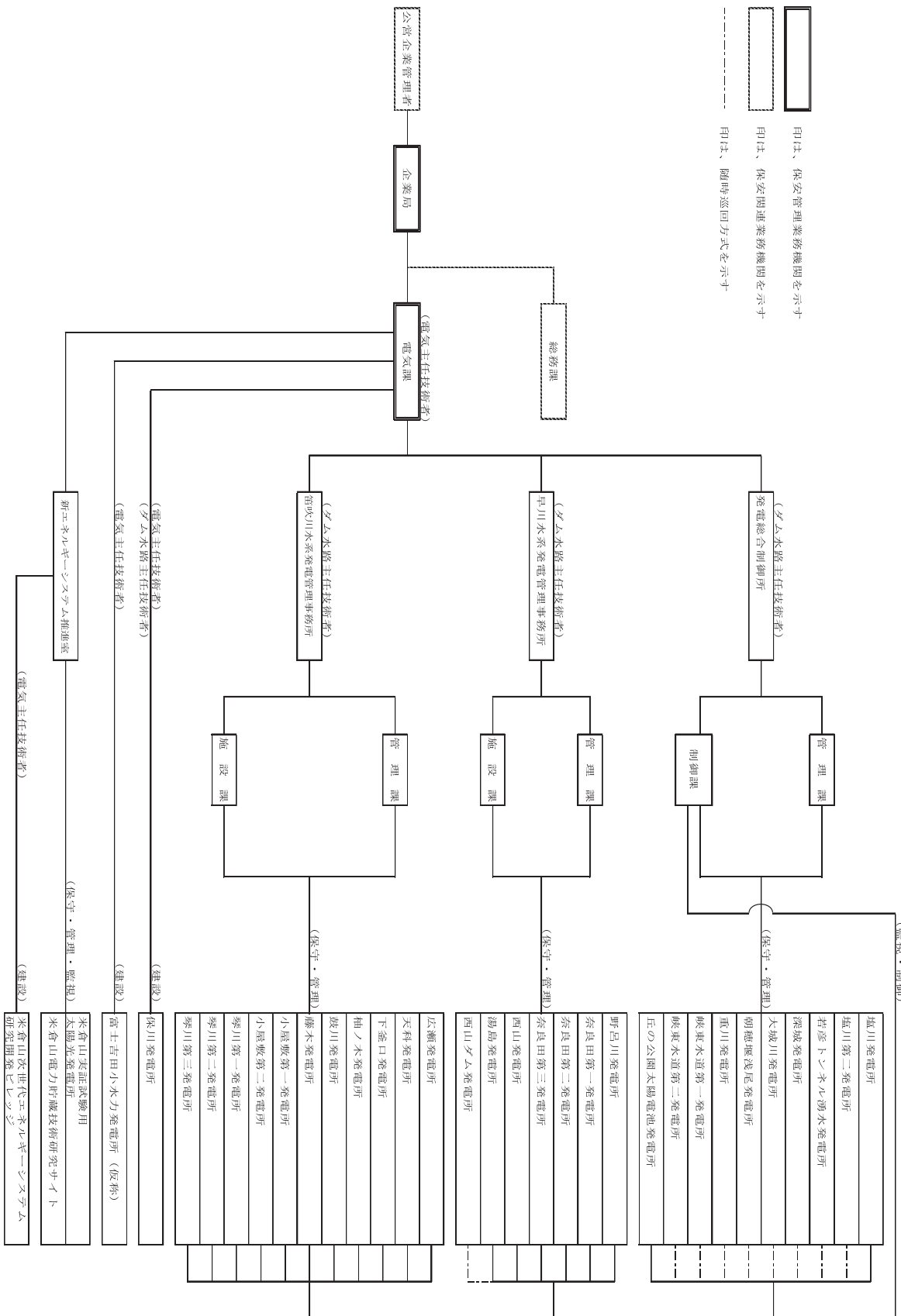
ビレ 新エネルギーシステム推進室管理職員

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構

印は、保安管理業務機関を示す
 印は、保安関連業務機関を示す
 印は、随時巡回方式を示す



別表第二本庁の部電気課の項第八号中「保川発電所」の下に「及び富士吉田小水力発電所（仮称）」を加え、同部新エネルギーシステム推進室の項に次のように加える。
2 米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジの建設に関すること。

附則

この規程は、令和四年七月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月三十日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例施行規則（昭和五十八年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一号の表レクリエーション室の項及び別表第三号の表」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十三号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年六月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表備考第一項第一号(2)及び第二号(2)中「第十六条の二」を「第十六条」に改める。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

その他

● 山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和四年六月三十日

一 一般競争入札に付する事項
雁坂トンネル有料道路管理事務所長 保 坂 和 仁

1 工事名 雁坂トンネル無停電電源装置更新工事

2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦地内外

3 工事概要 ○山梨集塵機室 ・無停電電源装置更新 一ユニット
・直流電源装置更新 一ユニット
○埼玉坑口受電所 ・無停電電源装置更新 一ユニット
・蓄電池更新 一式
○埼玉集塵機室 ・蓄電池更新 一式
○地下換気所 ・蓄電池更新 一式
○監視棟 ・蓄電池更新 一式

4 工期 令和四年八月八日から令和五年三月十五日まで

5 予定価格 九千九百四十六万二千元（税込み）

二 入札参加資格申請の受付期間 令和四年七月七日（木）から七月十三日（水）までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ（<http://www.fruits.jp/~karisaka/nyusatujouhou.html>）において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

● 山梨県道路公社公告第二号
次のとおり一般競争入札を行う。
令和四年六月三十日

一 一般競争入札に付する事項
雁坂トンネル有料道路管理事務所長 保 坂 和 仁

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 雁坂トンネル補修工事
 - 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦地内外の一
 - 3 工事概要
 - ・覆工背面空洞充填工 VⅡ四十五㎡
 - ・炭素繊維シート接着工 AⅡ二百三十五㎡
 - 4 工期 令和四年八月八日から令和五年三月十五日まで
 - 5 予定価格 五千二十四万八千円（税込み）
- 二 入札参加資格申請の受付期間 令和四年七月七日（木）から七月十三日（水）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ（<http://www.fruits.jp/karisaka/nyusatujuhou.html>）において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和四年四月二十八日（第二百八十号）山梨県公告（落札者の決定について）

一八九〇	上	六	山梨県知事直轄組織感染症対策企画グループ	山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ
	下	十一	山梨県知事直轄組織感染症対策企画グループ	山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ
	下	十二	東京昭島市拝島町四一八番三十四号	山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号
	下	十三	佐川急便株式会社	山梨交通株式会社
	下	十五	山梨県知事直轄組織感染症対策企画グループ	山梨県知事直轄組織新型コロナウイルス対策グループ

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番